

令和2年 第1回教育委員会会議録

令和2年1月21日（火）

甲州市教育委員会

第1回教育委員会 会議録

日 時 令和2年1月21日(火)(午前8時50分から)

場 所 甲州市役所2階 第1会議室

一 出席した委員は次のとおりである。

教 育 長	保 坂 一 仁	職 務 代 理	荻 原 浩 洋
委 員	矢 崎 秀 明	委 員	石 川 順 子
委 員	永 田 清 一		

一 欠席した委員は次のとおりである。

(なし)

一 出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	村 松 泰 彦	教育総務課 L	金 澤 祐 子
生涯学習課長	辻 学	生涯学習課 L	武 井 一 弘
文化財課長	飯 島 泉	文化財課 L	廣 瀬 勝 正
指導主事	山 田 浩	教育総務課 L	清 水 修
事務担当	窪 川 はづき		

一 欠席した者は次のとおりである。

(なし)

一 会議に付された案件は次のとおりである。

日程第1 教育長諸般の報告について

日程第2 甲州市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について

※ 開会前に全員で甲州市市民歌を斉唱

教育長 ただいまから、甲州市教育委員会 1 月定例会を開催いたします。
本日の出席委員は 4 名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に永田委員を指名いたします。
それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。
私のほうから、報告をさせていただきます。お手元にお配りしてあります、諸般の報告のとおりであります。本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

教育長 ほかにご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

教育長 それでは、日程第 1 については、以上で終わらせていただきます。
日程第 2 議案第 1 号 甲州市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について生涯学習課長お願いします。

生涯学習課長 議案第 1 号 甲州市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定についてご説明させていただきます。趣旨といたしましては、市立図書館のうち大和図書館及び塩山図書館分館、甘草屋敷子ども図書館のことですが、利用者数の減少や施設管理上の理由から開館時間を変更するとともに、塩山図書館の休刊日を火曜日に固定し利用者の利便性を高めるため、所要の改正を行う必要がでてきました。内容といたしましては、まず 1 として規則改正の背景等でございます。大和図書館は、来館者が全くない日があるなど、近年利用者が減少しており、開館時間の変更に対する甲州市図書館協議会からの答申を受け、平成 30 年度から施行的に開館時間を午前 10 時から午後 5 時、本来規則上は午後 5 時 30 分で行ってまいりましたが、5 時に変更し運営を行っております。また、塩山図書館分館におきましては、旧高野家住宅（甘草屋敷）との関係もあり、施設管理上の理由から閉館時間を午後 4 時 30 分から午後 4 時に変更して施行運営中でございます。いずれも利用者からの苦情はなく、これまで大きな混乱も生じていないことから規則を改正し、開館時間、休館日を改めることとします。また、休館日に関しては、月曜日が固定休である勝沼図書館と同様に、塩山図書館の休館日を火曜日に固定することで、市立図書館のいずれかが開館している状況となり、利用者にもわかりやすくなることとともに、利便性の向上につながることから、塩山図書館の休館日を改めるための規則の改正を行うものでございます。規則改正の内容でございますが、大和図書館の開館時間を通年午前 10 時から午後 5 時まで、塩山図書館分館の開館時間を午前 9 時 30 分から午後 4 時まで、塩山図書館の休館日について火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合も休館とし、休日の翌日を休館とする規定は「休日が火曜日に当たらないときに限る」ものに改めるものでございます。施行期日は令和 2 年 4 月 1 日でございます。よろしくご審議をお願いいたします。以上でございます。

教育長 この件について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

それでは、次回 2 月教育委員会は 2 月 27 日午後 2 時 30 分から、3 月の定例教育委員会を、3 月 27 日午後 2 時 30 分から開催したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

「はい」の声

それでは、次回 2 月教育委員会は 2 月 27 日午後 2 時 30 分から、3 月の定例教育委員会を、3 月 27 日午後 2 時 30 分から開催予定といたします。

以上で本日の日程すべてを終了いたします。どうもありがとうございました。